

令和5年度事業計画

少子高齢化社会の進展より、我が国の労働力人口の減少は今後ますます拡大することが見込まれ、地域を支える担い手として高齢者の役割はますます増大しています。

高齢社会白書によると、高齢者の就業率は10年前と比較し前期高齢者で約10ポイント伸びており、さらに健康寿命の伸びも平均寿命の伸びを約0.5年上回っています。元気な高齢世代には、自らの生き甲斐と健康づくりのため自主的な社会参加を促し、社会の支え手として活躍することが求められます。

そのため、高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターは、「生きがいや就労の場の提供」のみならず「地域の担い手、働き手の確保」のため欠かせない存在となっています。

しかし、企業の定年延長等に伴い60歳台の会員減少と共に会員の高齢化が進み、ここ数年会員の減少と平均年齢の上昇が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の収束時期が見通せないうえ、インボイス制度施行に伴う配分金への影響など、シルバー事業を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況が予想されます。

そこで、新たな指針として策定された「第4期中期5ヵ年計画」に基づき、その事業目標達成に向け、新役員体制のもと会員・役職員が一丸となり、長期的な展望に立ち、健全で安定した事業運営に努める必要があります。

また、シルバー事業は「請負・委任」を基本としてきましたが、「適正就業ガイドライン」のもと、「臨・短・軽」による就業の推進と共に請負・委任になじまない業務の「派遣就業」への切り替えなど、適正就業への更なる推進に努める必要があります。

地域社会にも信頼される「魅力あるシルバー人材センター」をめざし、シルバー事業の基本理念・原則を堅持し「自主・自立、共働・共助」のスローガンのもと、会員・役員・職員が連携し、地域のニーズに応え、地域に喜ばれ、会員の生きがいや健康づくりにも寄与する事業展開を図ってまいります。

1 基本方針

- (1) 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します。
- (2) シルバー事業の基本に基づいて適正就業を進めます。
- (3) 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます。
- (4) 中期計画の着実な実行と推進を図ります。
- (5) 会員の拡大と意識改革及び組織の活性化を図ります。
- (6) 広報・普及啓発活動を推進します。
- (7) 職群作業班の育成・強化を図ります。
- (8) 指定管理事業を推進します。

1 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します

会員の就労中、就業途上、日常生活における危険要因（ヒヤリハット）を発見・把握し、対応策を考え、根底からあらゆる事故ゼロを目指します。

- (1) 作業前後のミーティング・準備体操の励行及び安全確認シートの活用により、会員の健康状態や就業場所のチェックを行い、事故の未然防止に努めます。
- (2) 安全基準を遵守し、安全保護用具の着用と安全保護器具の設置、機械器具の安全点検の徹底を図ります。
- (3) 危険・有害業務（重機の運転・高所作業など）は禁止されていますので、就業場所・内容を十分確認したうえで受託の判断を行います。
- (4) 全国安全就業強化月間（7月）に併せて、安全意識高揚のためより厳しい目で安全パトロール等を実施します。
- (5) 新入会員等を対象に就労安全講習を実施すると共に、全会員対象に安全就労・交通安全の徹底のための研修を実施します。
 - ① 地区毎に、脚立や刈払機等の使用講習会の実施や健康講話・交通安全講習を実施し、受講を義務付けるなど安全意識の向上を図ります。
 - ② 健康診断の受診を推進し、自己体調管理の推進・徹底を図ります。（体調不良時は就労しない。）
 - ③ 危険予知訓練（KYT）の実施など職群班長等のリーダー研修を行い、作業班内での安全対策の周知と徹底を図ります。
- (6) 安全だよりの発行、安全標語の募集により安全啓発に努めます。
- (7) 事故発生状況や原因、ヒヤリハット事例を収集・分析し、事故防止に努めます。
- (8) 事故防止のため、作業中の標示旗・立て看板・カラーコーン・セーフティーバー・飛散防止ネット等の設置を徹底します。
- (9) 事故発生時「事故顛末書」の提示を求め、会員の安全意識向上を図ります。

2 シルバー事業の基本に基づいて、適正就業を進めます

シルバーは、これまで請負・委任契約により仕事を受注し、会員に配分してきました。しかし、請負・委任契約に馴染まない業務については、厚生労働省から示された「適正就業ガイドライン」をもとに、契約内容の点検を行い、業務内容の見直しと共に労働者派遣事業への切り替えについて取り組みます。

また、会員の働き方は、高齢法に基づき、「臨時的・短期的な業務」「その他軽易な業務」と決められていますので、法令に基づいて適正就業を進めます。

- (1) 法令遵守を基本として個別の案件について調整を進めます。
- (2) 入会説明会・地区別懇談会で適正就業への理解を深めます。
- (3) 公平な就業を確保するためワークシェアリングを進めます。
- (4) 会員・発注者の理解をいただきながら長期就業を是正します。
- (5) 請負からの切り替え及び新規開拓により派遣就業推進に取り組みます。

3 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます

(1) 就業機会の開拓の取り組み

- ① 6月の「就業拡大強化月間」について、新型コロナの感染状況等を考慮し実施方法等を検討したうえで、役職員・会員が一丸となり取り組みます。
- ② 地域のセーフティネットとして、就業場所の確保・開拓に努めると共に会員の確保を図り、あらゆる要望に応えられる体制作りを検討します。
- ③ 派遣事業や職業紹介事業により、高齢者の雇用機会の拡大に努めます。
- ④ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に取り組み、人手不足分野における地域ニーズの発掘に努めます。
- ⑤ 特別キャンペーンの検証を行い、口コミによる就業開拓の充実を図ります。

(2) 市町村等と連携し、地域や行政の抱える課題への対応について検討し、「空き家対策事業」や「介護・福祉事業」など新たな就業機会を創造する事業の可能性及び連携について研究を進めます。

(3) 技術の習得を図ると共に、会員の育成・確保のため、技術講習会開催について実施方法を含め検討します。

(4) 会員の自主運営により実施する独自事業（自主事業）について、先進センターの研修を行うなどその効果と可能性について研究します。

4 中期計画の着実な実行と推進を図ります

企業における定年延長や再雇用制度の導入などにより、60歳台の新入会員の減少と共に会員の高齢化が進んでいます。さらに、新型コロナの収束時期が見通せないうえ、消費税制度改正（インボイス制度の施行）に伴う配分金への影響など、シルバー事業を取り巻く環境は今後も厳しい状況が予想されます。

こうした様々な変化を的確にとらえ、持続可能で安定した運営を進めるため、新たな「第4期中期5ヵ年計画」が策定され、事業を推進するための指針が示されました。事業目標達成に向け、理事会の専門部会において計画する具体的施策の実施について、会員・役員・職員が連携し、健全で安定した事業運営実現のため取り組みます。

5 会員の増強と意識改革及び組織の活性化を図ります

会員の増強と就業開拓は「車の両輪」の関係にあります。高齢者世帯や不在地主の増加により、剪定業務及び農地や空き家等の草刈り・生活支援などの受注が増加していますが、就業可能な会員が不足し受注に応えられない状況が発生しています。

また、総会やボランティア活動などの各種行事への出席率が低く、義務を果たさない会員が増加しています。そのためシルバー事業の原点に立ち返り、「自主・自立、共働・共助」の基本理念への理解を深める必要があります。

そこで、次の事業を実施し、会員の増強と会員参加による組織の強化を進めます。

(1) 会員増強の取り組み

- ① 入会説明会の内容を充実させ、毎月第3木曜日に実施します。

- ②県連合会主催の高齢者活躍人材確保育成事業を連合会と連携して実施することにより、シルバー事業への関心を深めると共に会員の確保を図ります。
 - ③ 会員拡大には、会員等による友人・知人への口コミ勧誘が一番効果的です。「会員ひとり一仕事・一会員開拓運動」の充実、紹介キャンペーンの実施や会費減免規定の周知などにより、会員増加と退会の抑制を図ります。
 - ④入会率の低い女性会員の確保のため、就業場所の開拓と共に夫婦会員の推奨など、会員増加に向けた方策を推進します。
- (2) 地区別懇談会を2月下旬～3月上旬に開催し、シルバーの仕組みや基本理念などについて会員の理解を深めます。
- (3) 地域社会にも信頼される「魅力あるシルバー人材センター」を目指します。
- ① 理事、地区委員・班長、互助会役員、職員が連携し、会員同士の交流を深め、地区組織から活性化を図り、魅力あるセンターづくりを進めます。
 - ② 定時総会や地区別懇談会への出席人数に応じた、別枠の地区交付金を引き続き交付することにより、出席率の向上と地区組織の活性化を図ります。
- (4) 地区委員・班長・役職員の意識改革のため、研修会を開催します。

6 広報・普及啓発活動の推進

会員とセンターを繋ぐパイプ役として、分かりやすい広報紙の編集に努めます。また、会員の声を汲み上げて組織の強化を図ると共に、PR チラシ等を活用して地域住民や発注者にも幅広く情報を発信します。

- (1) シルバーだよりの内容を充実し、定期的（年2回）に発行します。
- (2) 行政等の広報紙の活用やマスコミに情報提供し、センターのPRを行います。
- (3) 市町村や地域のイベントに参加し、チラシ等PR物品の配布を行います。
- (4) ホームページの内容の充実を図り、より分かりやすい情報発信に努めます。
- (5) シルバーカレンダーの作成・配布を行います。

7 職群作業班の育成を進めます

- (1) 会員の連携と仲間づくりのため、職群作業班の育成を進めます。
- (2) 作業班の業務の円滑な推進と安全就業に向けた会員指導のため、作業班長等リーダーの育成と研修を実施し、作業班活動を通じた作業基準の共有と安全意思の統一を図ることにより事故防止に繋がります。
- (3) 作業班長を中心とした連絡網の構築と組織体制の強化を図り、会員の自主的・自立的な運営により、効率的な就業体制を推進します。

8 指定管理事業

駒ヶ根市の体育・福祉・文化施設等21施設（施設廃止により1施設減）及び宮田村の公園・体育・文化施設等12施設の指定管理事業を受託します。

事業の趣旨である「住民サービスの向上と経費の節減」を念頭に、行政との協定に沿って適正に事業を進めると共に、施設管理の更なる拡大を検討します。